

公益法人等との随意契約の 適正化について

国土交通省大臣官房技術調査課

技術情報係長 隅蔵 雄一郎
すみくら ゆういちろう



はじめに

本年2月24日、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議^(*)において、平成17年度に各省庁が締結した随意契約のうち、独立行政法人、特殊法人、許可法人、所管公益法人、特定民間法人^(**)との間で締結した随意契約について、下記の視点から、緊急点検を実施しました（点検の対象となった随意契約は図—1のとおりです）。

（1）随意契約によることとする理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」（会計法第29条の3第4項）である随意契約について、①契約の目的である事務・事業について、第三者に行わせることが不可能であるか、②随意契約の相手方が、再委託（外注等を含む）を行っている随意契約について、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約によることとした理

由と不整合がある事態となっていないか、再確認を行う。

（2）随意契約によることとした理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」以外の随意契約についても、例えば、真に「緊急の必要により競争に付することができない場合」（会計法第29条の3第4項）であったか等、随意契約によることとする理由が適切であるかについて再確認を行う。

* 1 公共工事の入札契約の改善その他の公共調達の適正化について、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図るため、内閣に、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議が設置された。

* 2 「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）により、毎年12月に各省庁が公表している退職した職員の「再就職状況の公表について」（過去3カ年分）において挙げられている民間法人をいう。

見直しの対象となった随意契約

- 今回の緊急点検の対象となった随意契約（以下の基準により各府省が抽出）
 - ・ 契約年度：平成17年度
 - ・ 契約主体：各府省（地方支分部局も含む）
 - ・ 契約の相手先：所管公益法人、独立行政法人、特殊法人、特定民間法人 等

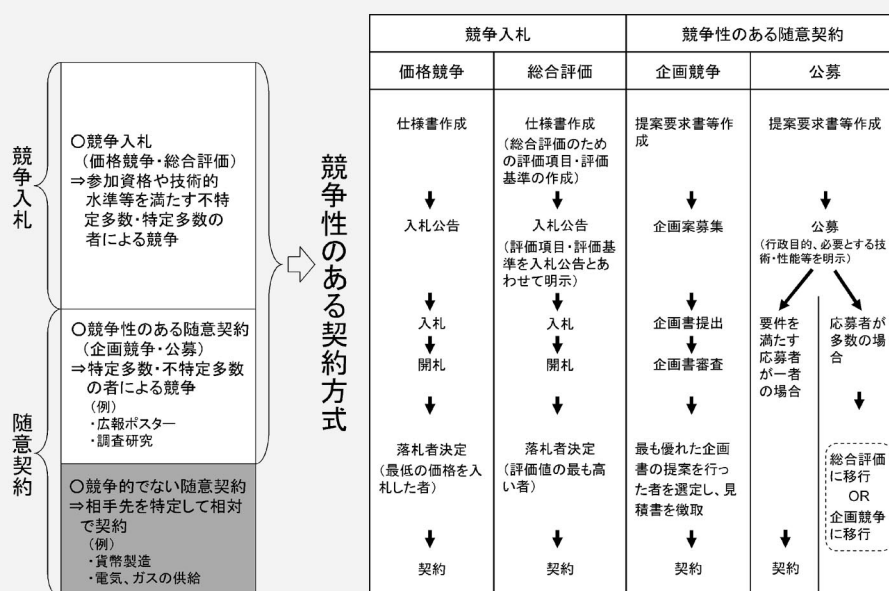
図—1 緊急点検の対象



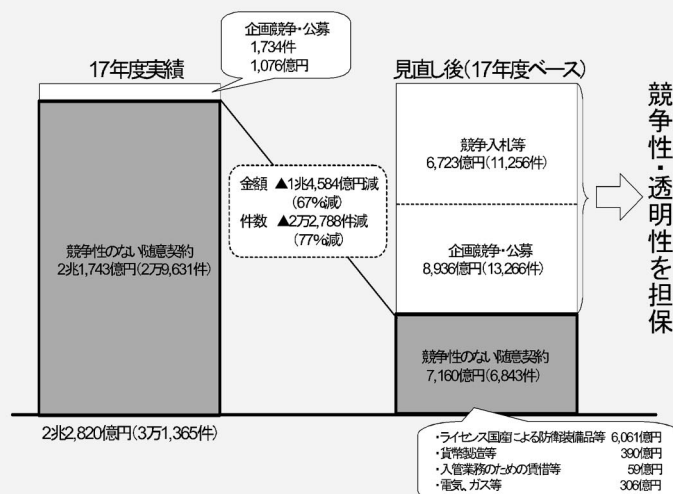
点検・見直しの結果と随意契約 見直し計画の概要

1 (1), (2)の観点から、各府省においては、点検対象となる個別の随意契約ごとに点検・見直しを実施しました。点検・見直しの結果、「競争的でない随意契約」「競争性のある随意契約（企画競争・公募）」「競争入札」に分類しています（図—2 参照）。政府全体での点検・見直し結果は、図—3のとおりであり、そのうち所管公益法人との契約に関する見直し状況は図—4のとおりとなっています。

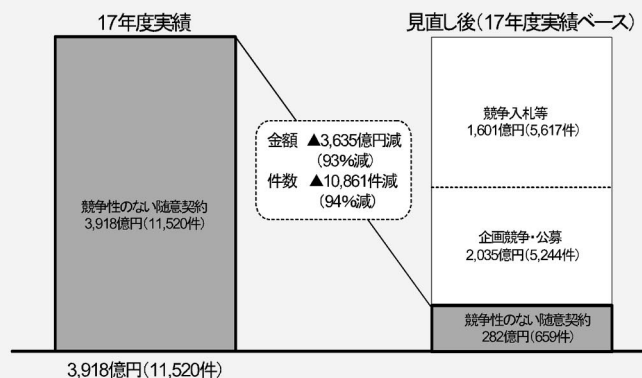
競争的手続きの導入により改善することとした主なものとして、「行政補助的な業務（新聞のスクラップ等）」「複数年を前提とした契約（リース契約等）」「調査研究等の業務等」が該当します。一方、競争的でない随意契約によることがやむを得ないとされたものとしては、「ライセンス国産による防衛装備品の調達等」「法令等により契約先が特定されているもの（貨幣の製造等）」「物理的理由から供給者が特定されるもの（入管業務の審査場を空港管理会社から賃借する場合等）」「その他（電気、ガス料金等）」が挙げられます。また、各府省においては、競争入札等に移行するた



図—2 点検・見直しに伴う契約方式の整理



図—3 全体の見直し状況



図—4 所管公益法人の見直し状況

めの措置等を示した「随意契約見直し計画」を策定することになっていました。

こうした中、国土交通省においては、点検・見直しの結果及び講ずる措置をとりまとめた「随意契約見直し計画」を表—1)のとおり策定しました(平成18年6月)。見直し計画は <http://www.mlit.go.jp/chotatsu/tekiseika/tekiseika.html> にも掲載されています。

平成17年度において随意契約を行っていた9,235件、2,287億円について、「事務・事業を取りやめたもの(17年度限りのものを含む)」「一般競争入札等(競争入札、企画競争等)」に移行するもの、「随意契約」として残すものに区分しました。点検・見直しの結果、競争を伴わない随意

契約は、件数ベースで915件(対17年度比10%)、金額ベースで229億円(対17年度比10%)となりました。

随意契約の見直し計画を達成するため、平成18年9月までに以下の取り組みに係る運用等を定め、各発注機関に速やかに通知し、平成18年10月以降、順次実施することになっています。以下に、取り組みの内容を簡潔に記します。

(1) 計画実施を担保する執行・監査体制の確保

① 決済体制の強化

「随意契約見直し計画」の個別の契約について見直しが確実に行われているかを確認するため、随意契約に係る決済体制を見直し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約

表—1 国土交通省における点検・見直し結果

		平成17年度実績		見直し後	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
事務・事業を取りやめたもの (17年度限りのものを含む)				9 % 795	6 % 126
一般競争入札等	競争入札			35 % 3,268	20 % 451
	企画競争等	2 % 169	1 % 21	46 % 4,257	65 % 1,481
随意契約(企画競争等を実施しないもの)		98 % 9,066	99 % 2,266	10 % 915	10 % 229
合 計		100 % 9,235	100 % 2,287	100 % 9,235	100 % 2,287

権限が各部局に委任されている場合であっても、随意契約によることとした理由その他についての審査・決済を経よう決済体制を強化する。

② 内部会計監査の重点実施

平成17年度より国土交通省として重点監査項目としている随意契約関係の項目において、別途、公益法人等との随意契約に関する項目を追加することにより、見直しの結果を重点的に内部監査する。

③ 地方支部部局等における見直しの徹底

各機関における見直しの確実な実施を図るため、各種会議等を通じて、地方支部部局等に対する注意喚起を常時徹底する。

(2) 計画実施を担保する執行・監査体制の確保

① 電子入札による透明性の確保

見直し実施の透明性を確保するために、競争入札に移行する契約については、すでに平成17年度より全面的に導入している電子入札によるものとする。

② 第三者機関による外部委員の活用

地方支部部局の入札監視委員会においては、従来からの審議対象である「工事及び建設コンサルタント業務等」に加え、「物品・役務」を追加する等、随意契約について第三者機関を活用した監視を行うこととする。また、工事等と同様にその審議概要等を公表する。

(3) 契約に関連する制度等の見直しの実施

① 公募手続きの導入および企画競争の本格的な導入

真に随意契約で残さざるを得ないものの以外の契約については、透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続きの導入や、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争の本格的な導入を図る。

② 総合評価方式の導入拡大

随意契約の見直しに伴い、調査・研究業務等の発注を一般競争入札に移行するものについては、原則として総合評価により落札者を決定することとし、必要となる財務大臣との包括協議を早急に

行う。

③ 複数年度契約の活用

新規に調達する電子複写機、電子計算機等のOA機器（周辺機器を含む）に係る賃貸借契約およびシステム開発・改良をはじめ、調査・研究業務等や各種システム関連の既存の賃貸借契約についても、本省・地方支部部局等においては、概ね3年以内に、原則として国庫債務負担行為を活用した複数年度契約へ移行できるよう所要の検討を行う。

(4) その他の取り組み

① 従来からの長期継続契約については、毎年度、競争環境に移行する諸条件が整っているかを点検し、その結果を、本省においてとりまとめて把握し、ルーティン的な契約となっていないか、地域的なバラツキはないかなど、国土交通省内における運用状況の改善に努める（電気、ガス、水道、電気通信関係）。

② 所管独立行政法人に対し、国における随意契約の見直し状況等を書面にて周知し、同様の対応を図るよう協力を要請する。また、定期的にその見直しの進捗状況について、フォローアップを実施する。随意契約結果等の公表については、国における公表内容との一覧性を確保するため、本省HPにリンクを設定する（特定独立行政法人に限る）。



今後の展開

「随意契約見直し計画」においては、見直し計画の達成へ向けた取り組み及び移行時期として、平成18年9月までに取り組みに係わる運用等を定め、各発注機関に速やかに通知し、平成18年10月以降、順次実施することとしています。現在は、取り組みに係わる運用を定めているところであり、10月以降速やかに当該措置を実施できるよう制度設計をしていきたいと考えています。